

土地改良区に係る運営及び検査について

パート11

千葉県農林水産部 耕地課
団体指導課

◆このコラムでは、土地改良区運営及び検査に係る改善方法を考えていきます◆

平成30年の土地改良法(以下「法」という。)の一部改正に伴い、施設管理を行う土地改良区においては、令和4事業年度までの貸借対照表の作成・公表が原則義務付けられたところです。

貸借対照表の決算関係書類を含む関係書類を土地改良区の事務所に備えない場合、まずは、法第6章の監督規定で対応することとなり、これに応じない場合には、20万円以下の過料の対象となります。

(平成30年9月 農林水産省(関東農政局ブロック説明会(平成30年7月9日)質問に対する回答))

1 「土地改良施設台帳」から「貸借対照表」への転記について

貸借対照表の作成に当たり、県では土地改良区が管理する施設の情報を整理し、価値を決める「資産評価」を令和元年度から令和2年度まで実施しました。

この転記方法につきまして、今号の見開き(p.16~p.17)で図解しました。

2 検査の現場から

～「賦課金通知書」も「督促状」も「審査請求の教示」が必要です(法第46条)～

平成28年4月から不服申立ての手續が、原則として「審査請求」に一本化されています。

審査請求○ 異議申立て×です。改めて通知書等を御確認ください(教示は説明書のような別紙も可)。

【記載例】**賦課金通知書**の欄外に

- 1 この**賦課の算定**について不服がある場合は、この**賦課処分**のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、〇〇土地改良区に対して**審査請求**をすることができる。
- 2 この賦課の算定について不服がある場合は、上記1の審査請求のほか、この**賦課金通知書**のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇土地改良区を被告として、**賦課**の取消しの訴えを提起することができる。

【記載例】**督促状**の欄外に

- 1 この**督促**に不服がある場合は、この**督促**のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、〇〇土地改良区に対して**審査請求**をすることができる。
- 2 この**督促**については、この**督促**のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇土地改良区を被告として、**督促**の取消しの訴えを提起することができる。

(賦課につきましては、[水土里ネット](#)ちば2020年冬号No.325も参照)



【最近の報道から】

令和3年度に入り、土地改良区による不祥事案(使途不明金)が栃木県内で1事案、福島県内で2事案相次いで報道されています(数字は報道及び公表資料による)。

真岡市土地改良区(不明額約9,340万円 組合員約3,000人 H28.4地区面積2,678ha 職員4人)

楡葉町土地改良区(不明額2,000万円以上 H25.8組合員870人 地区面積658ha 職員2人)

会津坂下町只見川土地改良区(不明額約2,842万円 H26.1組合員368人 地区面積496ha 職員3人)

千葉県最低賃金953円/時(R3.10.1から)



健康管理について 健康診断は実施していますか？

事業者は、労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません(不実施は罰金50万円以下の罰則あり(安衛法第120条))。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません(こちらの罰則はありません)。

事業者の不実施について、安全配慮義務違反(民事責任:損害賠償)を認めた裁判例もあります。

なお、健康診断の費用は、当然に事業者が負担すべきものとされています(昭和47.9.18基発602号)。

1 事業者に実施が義務づけられている健康診断(一般健康診断)(一部省略)

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断(安衛則第43条)	常時使用する労働者※1	雇入れの際※2
定期健康診断(安衛則第44条)	常時使用する労働者※3	1年以内ごとに1回

※1 このほか、パートやアルバイトが対象となることがあります(平成19.10.1基発1001016号)。

※2 本人による採用前3か月以内に受けた診断書の提出でも可 ※3 特定業務従事者を除く

2 健康診断実施後の事業者の具体的な取組事項(主なもの)

(1)健康診断の結果の記録

健康診断個人票を作成し、5年間保存すること(安衛法第66条の3)。

(2)健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

健康診断の結果、健康診断の項目に異常の所見のある労働者について、労働者の健康を保持するために必要な措置について、医師の意見を聞くこと(安衛法第66条の4)。



(3)健康診断実施後の措置

上記2による医師の意見を勘案し必要があると認めるときは、作業の転換、労働時間の短縮等の適切な措置を講じること(安衛法第66条の5)。



(4)健康診断の結果の労働者への通知

健康診断結果は、労働者に通知すること(安衛法第66条の6)。

(5)健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者に対し、医師や保健師による保健指導を行うよう努めること(安衛法第66条の7)。

3 地域産業保健センターについて

県内9か所の地域産業保健センターでは、労働者数が50人未満の小規模事業場を対象に、健康診断後、**無料で医師の意見聴取**(上記2(2)に該当)を実施しています。

地域産業保健センターは、厚労省が所管する独立行政法人労働者健康安全機構千葉産業保健総合支援センターが運営する事業です。

千葉産業保健総合支援センターでは、他に、労務安全衛生担当者向けに、セミナーや産業保健相談等も実施しています。ぜひお問い合わせください。

相談受付時間：午前9時～17時 月～金曜日、ただし祝祭日は除く

電話：043-202-3639 ファックス：043-202-3638

同センターのHPに「お問い合わせフォーム」もあります。

産保センター→



「土地改良施設台帳」から「貸借対照表」に転記する手引(最低限版)

1 貸借対照表導入初年度の期首にすること(令和4年4月1日)

⇒ 「土地改良施設台帳」から「開始貸借対照表」(期首…令和4年4月1日現在)を作成する
 【会計ソフトを導入する場合は、会計ソフトから作成される土地改良施設台帳を使用する】

ステップ1 : 「土地改良施設台帳」の「西暦」欄に「貸借対照表導入年度の前年度」を入力し、「合計」欄等に「前年度期末残高(=当年度期首残高)」を表示させます。

ステップ2 : ステップ1で表示された前年度期末残高(=当年度期首残高)を、「当年度開始貸借対照表」の「所有土地改良施設」「指定正味財産」「一般正味財産」に転記します。

【作成例】令和4年度(2022年度)から貸借対照表を導入する場合

施設名	事業名	造成主体	土地改良区負担割合	事業費(取得価額)		取得年度	耐用年数	事業区分	管理区分	経過年数	減価却累計額		期末残高		備考
				全体	うち土地改良区負担分						全体	うち土地改良区負担分	全体	うち土地改良区負担分	
A排水機場	〇〇農業水利事業	国	10.0%	30,000,000	3,000,000	1981	50	新設	所有	61	29,999,999	2,999,999			
B頭首工	〇〇農業水利事業	県	15.0%	500,000,000	75,000,000	1991	50	新設	管理受託	31	310,000,000	46,500,000	190,000,000	28,500,000	
C用水路	〇〇農業水利事業	県	15.0%	10,000,000	1,500,000	1996	40	新設	所有	26	6,500,000	975,000	3,500,000	525,000	
合計				540,000,000	79,500,000						346,499,990	50,474,990	193,500,000	29,025,000	

①所有土地改良施設 3,500,001
 ②受託土地改良施設使用収益権 28,500,000

ステップ1 : 開始貸借対照表を作成する前年度(2021(R3)年度)を入力する
 (2021(R3)年度期末残高=2022(R4)年度期首残高が右下に表示される)

ステップ2 : 開始貸借対照表に転記する

開始貸借対照表 令和4年4月1日現在			
I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産	XXX	1 流動負債	
現金及び預金		……	
2 固定資産		2 固定負債	
(1) 基本財産		その他長期借入金	XXX
山林、宅地及びその従物	XXX	III 正味財産の部	
(2) 特定資産		1 指定正味財産	XXX
所有土地改良施設	3,500,001	(うち基本財産への充当額)	(XX)
受託土地改良施設使用収益権	28,500,000	(うち特定資産への充当額)	(2,975,000)
財政調整積立資産	XXX	2 一般正味財産	XXX
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(29,025,001)※
長期未収賦課金等	XXX		
建物	XXX		
合計	XXX	合計	XXX

※ 所有土地改良施設の改良区負担分 525,001と受託土地改良施設使用収益権 28,500,000の合計

ステップ3 : 貸借対照表のその他の項目(「現金及び預金」ほか)を記載し、開始貸借対照表を完成させます。

- 【参考】所有土地改良施設 … 土地改良区が所有する土地改良施設の価額
 受託土地改良施設使用収益権 … 国・県等から土地改良区が管理受託した土地改良施設の価額
 正味財産 … 資産と負債の差額
 指定正味財産 … 正味財産のうち、用途に制約が課されているもの(国・県等の負担額)
 一般正味財産 … 正味財産のうち、指定正味財産以外のもの(土地改良区の負担額)

2 毎事業年度の期末にすること

⇒ 「土地改良施設台帳」から「貸借対照表」(期末・・・〇年3月31日現在)を作成する
【会計ソフトを導入している場合は、以下のとおり作成されることを確認する】

ステップ1 : 「土地改良施設台帳」の「西暦」欄に当年度を入力し、「合計」欄等に当年度末残高(減価償却後)を表示させます。

ステップ2 : ステップ1で表示された当年度期末残高(減価償却後)を、当年度貸借対照表の「所有土地改良施設」「指定正味財産」「一般正味財産」に転記します。

【作成例】令和4年度(2022年度末)の貸借対照表を作成する場合

施設名	事業名	造成主体	土地改良区負担割合	事業費(取得価額)		取得年度	耐用年数	事業区分	管理区分	経過年数	減価償却累計額		期末残高		備考
				全体	うち土地改良区負担分						全体	うち土地改良区負担分	全体	うち土地改良区負担分	
				A揚水機場	〇〇農業水利事業						国	10.0%	30,000,000	3,000,000	
B灌漑工	〇〇農業水利事業	県	15.0%	500,000,000	75,000,000	1991	50	新設	管理受託	32	320,000,000	48,000,000	180,000,000	27,000,000	
C用水路	〇〇農業水利事業	県	15.0%	10,000,000	1,500,000	1996	40	新設	所有	27	6,750,000	1,012,500	3,250,000	487,500	
合計				540,000,000	79,500,000						356,749,999	52,012,499	183,250,000	27,487,501	

①所有土地改良施設	3,250,001
②受託土地改良施設使用収益権	27,000,000

ステップ1 : 当年度(2022(R4)年度)を入力する
 (2022(R4)年度期末残高が右下に表示される)

ステップ2 : 貸借対照表に転記する

I 資産の部	金額	II 負債の部	金額
1 流動資産	XXX	1 流動資産	
現金及び預金		
2 固定資産		2 固定資産	
(1) 基本財産	XXX	その他長期借入金	XXX
山林、宅地及びその従物		III 正味財産の部	
(2) 特定資産		1 指定正味財産	XXX
所有土地改良施設	3,250,001	(うち基本財産への充当額)	(XX)
受託土地改良施設使用収益権	27,000,000	(うち特定資産への充当額)	(2,762,500)
財政調整積立資産	XXX	2 一般正味財産	XXX
(3) その他固定資産		(うち特定資産への充当額)	(27,487,501)※
長期未収賦課金等	XXX		
建物	XXX		
合計	XXX	合計	XXX

※ 所有土地改良施設の改良区負担分 487,501と受託土地改良施設使用収益権 27,000,000の合計

ステップ3 : 貸借対照表のその他の項目(「現金及び預金」ほか)を記載し、開始貸借対照表を完成させます。

ステップ4 : 完成した貸借対照表は、その他の決算書類(事業報告書、収支決算書、財産目録)とともに事務所に備え(土地改良法第29条)、次回の総(代)会の承認の決議を受けた後、県に提出してください(法第29条の2)。

- ※ 新たな土地改良施設を所有もしくは管理受託した場合や、施設の更新等を行った場合には、その都度、土地改良施設台帳の更新をしてください。
- ※ その他、詳細等は、全国土地改良事業団体連合会作成『令和3年度複式簿記導入促進特別研修テキスト』P24～53ほかを御参照ください。